



金 沢 市 公 報

号外第3号の7

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に 関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) 16
○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課) 1		○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(広報広聴課) 16
○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改 正する規則(地域保健課) 14		○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 の一部を改正する規則(人事課) 16
○金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課) 15		○職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、 昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則() 17

規 則

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 次長 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)に規定する次長で、市長があらかじめ指定する事務を所管するものをいう。

第2条第9号を削り、同条第10号中「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、青少年健全育成センター」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とする。

第3条中「部長」を「次長」に改める。

第5条第4項中「所管部長(所管部長を置かない局(文化スポーツ局(オリンピック関連事業推進室及びスポーツ部に限る。))を除く。)にあっては所管課長、オリンピック関連事業推進室にあってはオリンピック関連事業推進室長」を「所管次長(所管次長を置かない場合にあっては、所管課長)」に改め、同条第5項及び第6項中「所管部長」を「所管次長」に改める。

第9条第1項中「部長」を「次長」に改める。

第10条中「並びに会計課所掌事務の処理に関しての所管局長は、卸売市場長及び」を「所掌事務の処理に関しての所管局長及び所管次長は卸売市場長と、保健所所掌事務の処理に関しての所管次長は保健所長と、会計課所掌事務の処理に関しての所管局長は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する所掌事務の処理を除き、別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては「所管局長」と、オリンピック関連事業推進室にあっては「オリンピック関連事業推進室長」とする。

第11条中「所管部長」を「所管次長」に改める。

第12条の2の見出し中「部長」を「次長」に改め、同条中「各部長」を「各次長(次長を置かない場合にあっては、教育次長)」に、「所管部長」を「所管次長」に改める。

第13条中「地域教育センター所長」を「学校教育センター所長」に改める。

第15条第2項中「各部長」を「各次長(次長を置かない場合にあっては、教育次長)」に改める。

附則第2項中「、部長」を「、次長」に、「所管部長」を「所管次長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表中「所管部長」を「所管次長」に、「行政経営課」を「デジタル行政戦略課」に、「部長」を「次長」に改め、同表の備考第2項中「部長」を「次長」に改め、同備考第3項を削り、別表第1事務の執行の表中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考第1項を削り、同備考第2項を同表の備考とし、別表第1財産管理の表中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考を削り、別表第1契約アの表中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考を削り、別表第1契約イの表中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考第4項を削り、別表第1支出アの表中「所管部長」を「所管次長」に改め、「並びに特別定額給付金」を削り、同表の備考第5項を削り、別表第1支出イの表を次のように改める。

イ 支出命令等

専 決 事 項	専 決 区 分				
	総務局長	所管局長	所管次長	財政課長	所管課長
1 支出命令					○
2 資金前渡職員の指定					○
3 資金前渡、概算払、前金払及び繰替払の精算					○
4 歳出予算の配当				○	
5 歳出予算の配当替え				○	
6 歳出予算の流用				○	

備考 公営企業予算及び基金の支出の区分については、この表に準ずる。

別表第1収入の表中「所管部長」を「所管次長」に改め、同表の備考第2項を削り、同備考第1項の項番号を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第9条関係)

各課個別専決事項

1 都市政策局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
企画調整課	1 各種統計調査の実施及び結果の発表				○	
	2 政策調整会議及び幹部職員会議の開催の決定				○	
広報広聴課	1 新聞等による広報及び広聴の実施				○	
交通政策課	1 駐車場法に基づく路外駐車場管理者への是正命令		○			
歩ける環境推進課	1 放置自転車等の処理に関する事項				○	
	2 交通安全の指導及び訓練の実施				○	
	3 神田交通公園の使用許可				○	

摘要 「所管課長」とあるのは、企画調整課の項第1号にあっては、「調査統計室長」と読み替える。

2 総務局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
秘書課	1 市賞の授与の決定				○	
総務課	1 財産表の作成				○	
	2 本庁の当直に関する事。				○	
	3 本庁の拡声機による放送の決定				○	
	4 普通財産の売払い又は交換（譲与し、又は時価より低い価格で処分する場合を除く。）	3,000万円以下	1,500万円以下			財政課 （副市長以上のもの）
	5 普通財産の貸付け		○			
文書法制課	1 市公報の発行				○	
	2 例規集に係るデータの更新				○	
	3 文書の収発記号の決定				○	
人事課	1 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関する事。 (1) 会計年度任用職員その他の非常勤職員の任免		○			
	(2) 臨時的任用職員の任免		○			
	(3) 条件付採用職員の人事評価の実施及び期間満了者の正式採用の決定		○			
	(4) 派遣職員の協定の締結		○			
	(5) 職員の兼務（併任）		○			
	(6) 職員の辞職の承認（自己都合の場合）	○				
	(7) 金沢市職員表彰条例第2条第3項に基づく表彰の決定	○				
	(8) 病気休職の決定及び病気休職に係る復職の決定				○	
	(9) 育児休業の承認及び育児休業に係る復職の決定				○	
	(10) 育児短時間勤務の承認				○	
	(11) 部分休業の承認				○	
	(12) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定				○	
	(13) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定				○	
	(14) 36協定に関する決定		○			
	(15) 職務専念義務の免除				○	
	(16) 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認				○	
	(17) 職務以外の職務に従事する場合の許可				○	
	(18) 職員証及び履歴の証明の発行				○	
	(19) 欠勤の処理				○	
	2 職員研修の実施 (1) 海外派遣研修及び国等への派遣研修の実施		○			

	(2) その他の職員研修の実施		○		○ (軽易なもの)
	3 職員の公務災害補償（認定請求に係るものを除く。）		○		
	4 職員の給与に関すること。 (1) 昇給の決定	○			
	(2) 各種諸手当の認定				○
	(3) 職員の児童手当及び子ども手当の支給の決定				○
	5 人事記録の整理				○
	6 職員の健康診断の実施				○
	7 職員の退職年金等に関すること。 (1) 年金の裁定及び年金の額の改定		○		
	(2) その他の事項				○
	8 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認				○
財政課	1 地方交付税資料の提出		○		
	2 起債の申請		○		
	3 一時借入金の借入れ及び償還の決定		○		
	4 まちづくり事業基金の収入及び支出の決定		○		
税務事務共通	1 課税標準額の決定、更正、修正及び変更				○
税務課	1 軽自動車税及び入湯税の課税免除				○
	2 市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税以外の市税に係る非課税の認定				○
	3 宿泊税に関すること。 (1) 特別徴収義務者の指定及び登録				○
	(2) 特別徴収に係る納期の特例の承認				○
	(3) 徴収不能額等の還付及び納入義務の免除		○		
	(4) 関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認				○
	4 納税協力会の設立の承認				○
	5 市税の滞納整理に関すること。 (1) 滞納処分執行停止の決定及び取消し		○		
	(2) 差押え及び差押解除の決定		○		
	(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告		○		
	(4) 換価代金の配当計算書の認定				○
	(5) 更生債権の届出の承認		○		
	(6) 更生計画案に対する意見の決定		○		
	(7) 徴収猶予の決定及び取消し				○
	(8) 換価猶予の決定及び取消し				○
(9) 繰上徴収の決定				○	

	(10) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認				○	
	(11) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認				○	
	(12) 公売財産の売却の決定及び取消し				○	
	(13) 換価代金の充当の承認				○	
	(14) 徴収金の納付又は納入の委託				○	
	6 市税に係る振込金（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が取り扱うものに限る。）の処理				○	
	7 徴収の嘱託及び受託の承認				○	
資産税課	1 固定資産の価格の決定及び修正		○			
	2 固定資産評価審査委員会に対する弁明書の提出		○			
	3 固定資産税及び都市計画税に係る非課税の認定				○	
	4 特別土地保有税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定		○			
市民税課	1 市県民税に係る特別徴収義務者の指定				○	
	2 市県民税の特別徴収に係る納期の特例の承認				○	
	3 事業所税に係る徴収猶予、免除及び徴収猶予の取消しの決定		○			

3 文化スポーツ局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
文化政策課	1 俵芸術交流スタジオの使用の承認等				○	
	2 所管する財団の運営指導及び連絡調整				○	
文化財保護課	1 埋蔵文化財センターの使用の承認等				○	
歴史都市推進課	1 伝統的建造物群保存地区保存計画の変更		○ (軽易なもの)			
	2 金澤町家情報館の使用の承認等				○	

4 経済局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
産業政策課	1 中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者の認定				○	
	2 ITビジネスプラザ武蔵の使用の承認等				○	
商工業振興課	1 商業の経営診断				○	
	2 工業の経営診断				○	
労働政策課	1 高齢者雇用奨励金の交付の決定		○			

5 農林水産局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
農業水産振興課	1 石川県金沢食肉流通センターの使用の承認等				○	
	2 金沢湯涌みどりの里の使用の承認等				○	
	3 三谷さとやま交流広場の使用の承認等				○	
	4 競馬開催の日取りの決定		○			
	5 競馬開催に係る各種の届出及び報告		○			
農業基盤整備課	1 地籍調査に係る計画の決定		○			
	2 地籍調査に係る成果（修正を含む。）の認証請求		○			
	3 地籍調査に係る成果の送付及び写しの保管				○	
	4 土地改良施設（県が所有し、市が管理するものに限る。）の目的外使用の許可				○	
森林再生課	1 森林等の火入れの許可				○	
	2 市営造林に係る立木の処理	3,000万円以下	2,000万円以下			財政課 （副市長以上のもの）
	3 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成及び取消し		○			
中央卸売市場事務局	1 卸売市場法、金沢市中央卸売市場業務条例（第6条、第11条の2、第11条の3、第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第81条までを除く。）及び金沢市中央卸売市場業務条例施行規則に基づく中央卸売市場の業務に関する事			○		
	2 金沢市中央卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく中央卸売市場の業務に関する事	○				
公設花き地方卸売市場事務局	1 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（第6条、第11条の2、第11条の3、第19条、第22条、第23条、第30条、第31条、第33条及び第75条から第79条までを除く。）及び金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事			○		
	2 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例第30条、第31条及び第33条に基づく公設花き地方卸売市場の業務に関する事	○				

6 市民局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
市民協働推進課	1 市民活動サポートセンターの使用の承認等				○	
	2 金沢学生のまち市民交流館の使用の承認等				○	
	3 近江町交流プラザの使用の承認等				○	
ダイバーシティ人権政策課	1 計量法の規定による勧告等		○			
	2 家庭用品品質表示法の規定による指示等		○			
	3 女性センターの使用の承認等				○	
市民課	1 住民基本台帳の職権消除に関すること。				○	
	2 戸籍に関する簿書の廃棄				○	
	3 戸籍の訂正申請に関すること。				○	
	4 火葬及び埋葬の許可並びに火葬炉の使用の許可				○	
	5 市有墓地の使用の許可及び市有墓地の返還				○	
	6 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可及び墓地改葬の許可		○			
	7 斎場の待合室及び霊安室の使用の許可				○	
	8 諸証明（他課に属するものを除く。）の交付等				○	
	9 自動車臨時運行許可				○	
	10 国民年金保険の被保険者の資格の得喪				○	
	11 住居表示番号の付与				○	

摘要 「所管課長」とあるのは、市民協働推進課の項第3号にあっては「近江町交流プラザ館長」と、ダイバーシティ人権政策課の項第3号にあっては「女性センター館長」と読み替える。

7 福祉健康局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
福祉健康局共通事項	1 老人福祉施設等の入所に係る徴収金額の決定		○			
	2 老人福祉施設等の入所に要する費用等の決定		○			
	3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出		○			
	4 児童福祉施設等の産休等代替職員任用の承認				○	
	5 社会福祉法人の定款変更の認可		○			
	6 社会福祉法人の解散の認可及び認定		○			
	7 社会福祉法人の合併の認可		○			
	8 社会福祉法人に対する措置命令、弁明通知及び返還命令		○			
	9 社会福祉法人の公益事業の停止命令		○			

	10 社会福祉事業に係る認可、改善命令及び許可の取消し等		○		
	11 子ども、高齢者等の医療費等の助成に係る受給者の資格の決定			○	
福祉政策課	1 日常生活防火安全用具等の給付又は貸与の決定			○	
	2 まちぐるみ福祉活動推進員の委嘱		○		
健康政策課	1 更生医療の診療報酬（公費負担額）の決定		○		
	2 福祉健康センターの事業の運営方針の決定に関する事。		○		
	3 福祉健康センター間の事務調整に関する事。		○		
	4 乳幼児に係る集団健康診査の対象者の決定			○	
	5 予防接種の対象者の決定		○		
	6 医療を受けることができる者への健康手帳の交付			○	
	7 福祉タクシー、補助具等の利用の助成に係る受給者の資格の決定			○	
	8 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定			○	
	9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による調査の実施及び報告			○	
	生活支援課	1 生活保護法に関する事項 (1) 指定医療機関の指定			○
(2) 診療報酬の額の決定				○	
(3) 保護施設の設置等の認可及び取消し			○		
2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事項 (1) 指定医療機関の指定				○	
(2) 診療報酬の額の決定				○	
介護保険課		1 介護認定審査会の委員の任免	○		
2 要介護認定等			○		
3 介護給付等の決定			○		
4 居宅介護サービス費等の額の特例の認定		○			
5 国民健康保険団体連合会への介護給付等に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託			○		
6 第三者への損害賠償請求			○		
7 第三者から損害賠償を受けた者に対する介護給付等の一部を行わないことの決定			○		
8 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等			○		

	9 居宅サービス事業者等の指定、指定の取消し等		○		
	10 基準該当居宅サービス事業者等の登録		○		
障害福祉課	1 自動車改造、紙おむつ支給等の助成に係る交付の決定				○
	2 特別障害者手当等の受給者の資格の認定				○
	3 障害児通園施設の利用の承認等				○
	4 障害者継続雇用奨励金の交付の決定				○
	5 身体障害者手帳の交付等に関する事。				○
	6 身体障害者福祉法第15条による医師の指定等に関する事。		○		
	7 障害者相談員の委嘱に関する事。				○
	8 指定障害児通所支援事業所等の指定及び指定の取消し		○		
	9 障害支援区分認定審査会の委員の任免	○			
	10 障害支援区分認定				○
	11 介護給付費等の支給要否及び内容等の決定				○
	12 障害福祉サービス事業者等の指定及び指定の取消し		○		
	13 基準該当障害福祉サービス事業者等の登録		○		
	14 自立支援医療機関の指定		○		
	15 自立支援給付に係る受給者、事業所等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○
医療保険課	1 国民健康保険法に関する事項 (1) 国民健康保険団体連合会への医療に関する費用の審査及び支払に関する事務の委託				○
	(2) 療養費（高額療養費を含む。）の支給の決定				○
	(3) 第三者への損害賠償請求				○
	(4) 第三者から損害賠償を受けた者に対する医療の一部を行わないことの決定				○
	(5) 被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○
	2 国民健康保険の被保険者の資格の得喪				○
	3 療養担当者外療養給付の承認				○
	4 金沢市国民健康保険条例に規定する保険給付（療養の支給を除く。）の決定				○
5 後期高齢者医療の被保険者等に対する文書その他の物件の提出の命令、質問等				○	
6 後期高齢者医療の被保険者の資格の得喪				○	
7 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関する事。 (1) 滞納処分の執行停止の決定及び取消し		○			

	(2) 差押え及び差押解除の決定		○		
	(3) 公売及び公売財産の見積価格の決定及び公告		○		
	(4) 換価代金の配当計算書の認定			○	
	(5) 徴収猶予の決定及び取消し			○	
	(6) 換価猶予の決定及び取消し			○	
	(7) 繰上徴収の決定			○	
	(8) 参加差押え及び参加差押解除の決定並びに参加差押えの失効の承認			○	
	(9) 交付要求及び交付要求解除の決定並びに交付要求の失効の承認			○	
	(10) 公売財産の売却の決定及び取消し			○	
	(11) 換価代金の充当の承認			○	
	(12) 徴収金の納付又は納入の委託			○	
保健所 地域保健課	1 養育医療の給付の決定			○	
	2 育成医療の給付の決定			○	
	3 療育の給付の決定			○	
	4 小児慢性特定疾病医療費の支給の決定			○	
	5 小児慢性特定疾病児童手帳の交付の決定				○
	6 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付の決定			○	
	7 結核指定医療機関の指定			○	
	8 駅西健康ホールの使用の承認等				○

摘要 「所管課長」とあるのは、健康政策課の項第4号及び第6号から第9号までにあつては、「福祉健康センター所長」と読み替える。

8 こども未来局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
こども 未来局 共通事項	1 保育所等の入所に係る徴収金額の決定		○			
	2 保育所等の入所に要する費用等の決定		○			
	3 民間社会福祉施設の補助金、借入金申請等における意見書の提出		○			
	4 児童福祉施設等の産休等代替職員任用の承認				○	
	5 家庭生活支援員等の派遣の決定				○	
	6 社会福祉法人の定款変更の認可		○			
	7 社会福祉法人の解散の認可及び認定		○			
	8 社会福祉法人の合併の認可		○			
	9 社会福祉法人に対する措置命令、弁明通知及び返還命令		○			
	10 社会福祉法人の公益事業の停止命令		○			
	11 社会福祉事業に係る認可、改善命令及び許可の取消し等		○			
子育て 支援課	1 児童手当及び子ども手当の認定及び支給の決定				○	
	2 児童扶養手当法に関する事項				○	

保育幼稚園課	1 教育・保育給付及び施設等利用給付の認定に関する事項		○			
	2 延長保育、一時預かり、年末保育等の決定					○
	3 保育所の給食指導に関すること。					○
青少年健全育成センター	1 青少年健全育成センターの体育館の使用承認等					○
	2 学習用教材の使用承認等					○
	3 少年の補導の実施に関すること。					○
	4 長土堀青少年交流センターの使用承認等					○
	5 青少年野外体験施設の使用承認等					○
こども相談センター	1 保護者に対する児童の身辺へのつきまとい等の禁止の命令に関すること。		○			
幼児教育センター	1 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関すること。					○

摘要 「所管課長」とあるのは、青少年健全育成センターの項第4号にあっては、「長土堀青少年交流センター所長」と読み替える。

9 環境局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等					合議課
		副市長	所 管 局 長	所 管 次 長	所 管 課 長	戸室新保埋立場所長、東部環境エネルギーセンター所長及び西部衛生センター所長	
環境政策課	1 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 手数料徴収の基礎となる数量の認定				○		
	2 戸室新保埋立場所への廃棄物の搬入の承認					○	ごみ減量推進課
	3 鳥獣飼養の登録				○		
	4 有害鳥獣の捕獲の許可		○				
	5 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮				○		
	6 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令		○				
	7 浄化槽保守点検業者の登録				○		
	8 浄化槽保守点検業者の変更の登録				○		
ごみ減量推進課	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 廃棄物の排出に係る指示				○		

	(2) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し	○			
	(3) 廃棄物再生利用業の指定及び取消し	○			
	(4) 一般廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し	○			
	2 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事項				
	(1) 引取業者及びフロン回収業者の登録		○		
	(2) 引取業者及びフロン回収業者の登録の拒否及び取消し	○			
	(3) 解体業及び破碎業の許可及び不許可並びに許可の取消し	○			
	(4) 関連事業者に対する勧告及び命令	○			
	3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項				
	(1) 勧告及び命令	○			
	4 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則に関する事項				
	(1) 大規模建築物の認定及び事前協議を要する事業の認定	○			
	5 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項				
	(1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言	○			
	(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認	○			
	(3) 勧告	○			
	(4) 事務取扱要領の決定	○			
	6 清掃職員研修の計画及び実施	○			
	7 廃棄物収集業務の編成替え		○		
施設管理課	1 廃棄物の焼却処理計画の決定		○		
	2 西部衛生センターへのし尿の搬入の承認			○	
	3 リサイクルプラザの使用の承認等		○		
	4 リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の承認		○		

10 都市整備局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
都市計画課	1 都市計画の決定及び変更		○ (軽易なもの)			
	2 都市計画法に基づく建築行為等の許可並びに障害物の伐除及び土地の試掘等の許可				○	
	3 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項に規定する買収協議を行う地方公共団体等の決定				○	

景観政策課	1 屋外広告物の表示の許可等に関する事				○	
	2 金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関する事				○	都市計画課
	3 景観地区内における計画の認定、行為の許可等に関する事				○	
緑と花の課	1 都市公園の占用及び使用の許可				○	
	2 公園施設の設置及び管理の許可				○	
	3 都市緑地法の規定に基づく緑地保全地区内における土地の形質の変更等の許可		○			
	4 都市緑地法の規定に基づく緑地協定締結の認可		○			
市街地再生課	1 第1種市街地再開発事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可				○	
	2 市街地再開発事業における権利変換計画に係る清算金の分割徴収の決定				○	
	3 土地区画整理事業に係る認可及び承認(設立に係るものを除く。)		○		○	(軽易なもの)
	4 土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更及び建築等の許可(代執行に係るものを除く。)				○	
市営住宅課	1 市営住宅に係る入居者等の決定				○	
	2 市営住宅の模様替えの承認				○	
	3 市営住宅に係る明渡しの請求		○			
	4 市営住宅に係る強制執行の申立て		○			
	5 市営住宅入居敷金の充当の承認				○	
	6 特定優良賃貸住宅等の賃料等の承認		○			
建築指導課	1 建築主事及び建築監視員の任免		○			
	2 建築基準法第9条第1項の規定に基づく違反建築物等に係る工事の施行の停止又は建築物の除去、移転、改築等の命令		○			
	3 建築基準法第9条第7項又は第10項の規定に基づく緊急の必要がある場合における違反建築物等の使用禁止若しくは使用制限又は工事の施行の停止の命令				○	
	4 建築基準法の規定に基づき建築審査会の同意を得て行う許可		○			
	5 建築基準法の規定に基づく建築協定の認可		○			
	6 建築基準法の規定に基づく許可、認可、指定等(前2号に定めるものを除く。)				○	
	7 都市計画法の規定に基づく開発行為の許可及び監督処分		○			
	8 都市計画法の規定に基づく開発行為の検査済証の交付及び変更の許可				○	

9	租税特別措置法の規定に基づく優良住宅及び優良宅地の認定		○			
10	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定				○	
11	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定				○	
12	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく改善命令及び耐震診断が義務付けられた建築物に係る報告命令		○			

11 土木局

課名	専 決 事 項	専 決 区 分 等				
		副市長	所管局長	所管次長	所管課長	合議課
道路建設課	1 宅地造成等規制法の規定に基づく許可、防災措置の勧告及び工事の施行の停止の命令		○			
	2 宅地造成等規制法の規定に基づく検査済証の交付及び変更の許可				○	
道路管理課	1 道路の占用の許可				○	
	2 法定外公共物（道路管理課の所管するものに限る。）の使用等の許可				○	
	3 駅前広場の使用の許可				○	
	4 道路除排雪計画の策定	○				
内水整備課	1 準用河川の占用の許可				○	
	2 法定外公共物（内水整備課の所管するものに限る。）の使用等の許可				○	

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(金沢市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第2条 金沢市情報セキュリティに関する規則（平成15年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改める。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2シ中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同号ス中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同号ノ中「第69条第4項」を「第69条第5項」に改め、同条第17号の3中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改める。

第2条 金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第15号の2中リをロとし、ラの次に次のように加える。

リ 法第35条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による犬又は猫の引取り及びその拒否に関すること。

ル 法第36条第1項の規定による負傷動物等(動物の死体を除く。)の発見の通報の受理に関すること。

レ 法第36条第2項の規定による負傷動物等(動物の死体を除く。)の収容に関すること。

第2条第15号の2の2の次に次の1号を加える。

(15)の3 金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例(令和3年条例第4号。以下この号において「条例」という。)に関する事項

ア 条例第15条第1項、第2項又は第3項の規定による指導及び助言に関すること。

イ 条例第17条の規定による犬又は猫の引取りにおける指導及び助言並びに指示に関すること。

ウ 条例第18条の規定による措置に関すること。

エ 条例第19条第1項の規定による通知及び公示に関すること。

オ 条例第19条第3項の規定による犬又は猫の譲渡その他の措置に関すること。

カ 条例第20条第1項の規定による犬又は猫の譲渡に関すること。

第3条 金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び金沢市食品衛生法施行条例(平成12年条例第7号)」を削り、同号カ中「第52条」を「第55条」に改め、同号キ中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、同号クからコまでを次のように改める。

ク 食品衛生法第57条の規定による営業の届出を受理すること。

ケ 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出を受理すること。

コ 食品衛生法第59条から第61条までの規定により営業者に対して行う行政権限。ただし、営業の許可の取消し及び営業の禁止を除く。

第2条第2号サからスマまでを削る。

第2条第2号の3中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 食品表示法第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出の受理に関すること。

第3条第3号イ中「第54条」を「第59条」に改める。

第4条 金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2ウ中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同号キ中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同号ケ中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同号コ中「第13条第5項」を「第13条第7項」に改め、同号シ中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同号ス中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同号ソの2中「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同号ト中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同号ニの3中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同号ノ中「第69条第5項」を「第69条第6項」に改め、同条第17号の2の3ア中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同号イ中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同号ウ中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同号エ中「第1条の6第3項」を「第2条の4第3項」に改め、同号オ中「第1条の7」を「第2条の5」に改め、同号カ中「第1条の8」を「第2条の6」に改め、同号キ中「第2条」を「第2条の13」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和3年4月1日
- (3) 第3条の規定 令和3年6月1日
- (4) 第4条の規定 令和3年8月1日

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表エの表税務事務用市長印の項中「標識交付証明書」の次に「並びに宿泊税の特別徴収に関する文書」を加え、同表環境保全事務用市長印の項中「金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）及び公害関係法令の規定に基づく受理書及び実施の制限に係る期間の短縮の通知書並びに」を削り、同表国民健康保険事務用市長印1号の項を削り、同表国民健康保険事務用市長印2号の項中「国民健康保険事務用市長印2号」を「国民健康保険事務用市長印1号」に改め、同表国民健康保険事務用市長印3号の項中「国民健康保険事務用市長印3号」を「国民健康保険事務用市長印2号」に改め、「の決定」を削り、同表住宅金融支援機構貸付審査事務用市長印の項を削り、別表オの表税務事務用市長職務代理者印の項中「標識交付証明書」の次に「並びに宿泊税の特別徴収に関する文書」を加え、同表環境保全事務用市長職務代理者印の項中「金沢市環境保全条例及び公害関係法令の規定に基づく受理書及び実施の制限に係る期間の短縮の通知書並びに」を削り、同表国民健康保険事務用市長職務代理者印1号の項を削り、同表国民健康保険事務用市長職務代理者印2号の項中「国民健康保険事務用市長職務代理者印2号」を「国民健康保険事務用市長職務代理者印1号」に改め、同表国民健康保険事務用市長職務代理者印3号の項中「国民健康保険事務用市長職務代理者印3号」を「国民健康保険事務用市長職務代理者印2号」に改め、「の決定」を削り、同表住宅金融支援機構貸付審査事務用市長職務代理者印の項を削り、別表カの表部長印の項を削り、同表社会福祉事務所長印の項中「地域長寿課長」を「福祉政策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（本市の負担とする郵便料）

第14条 条例第9条の市長が別に定める郵便料は、第1種郵便物の料金とし、郵便法（昭和22年法律第165号）第44条に規定する特殊取扱の料金を含まないものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第20条中「金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）」を「金沢市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第2号）第7条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「一般社団法人金沢市観光協会」を「一般社団法人金沢市観光協会
一般社団法人金沢クラフトビジネス創造機構」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「危機管理監 保健所長」を「卸売市場長 危機管理監」に、「部長 東京事務所長 オリンピック関連事業推進室長 卸売市場長 保健所次長 その他の担当部長」を「次長 東京事務所長 その他の担当次長」に、「ICT活用推進室長 収納推進室長」を「交流戦略推進室長 金沢営業戦略室長 金沢港活性化推進室長 価値創造拠点整備室長 誘客推進室長」に、「近江町交流プラザ館長 幼児教育センター所長 在宅医療支援室長 福祉健康センター所長 事業ごみ対策室長」を「地域コミュニティ活性化推進室長 近江町交流プラザ館長 地域包括ケア推進室長 福祉健康センター所長 児童家庭相談室長 青少年健全育成センター所長 幼児教育センター所長」に、「建物安全対策室長 がけ地対策室長」を「建物安全対策室長」に、「交流戦略推進室長 検査員室長 公共施設マネジメント推進室長 用水・惣構堀保全室長 金沢港活性化推進室長 価値創造拠点整備室長 金沢営業戦略室長 誘客推進室長 地域コミュニティ活性化推進室長 市民センター所長 生活衛生室長 地域包括ケア推進室長 児童家庭相談室長」を「検査員室長 収納推進室長 用水・惣構堀保全室長 市民センター所長(本町市民センター所長を除く。) 生活衛生室長」に、「温暖化対策室長」を「食肉衛生検査所長 児童相談所長 ゼロカーボンシティ推進室長」に、「家庭ごみ対策室長」を「家庭ごみ対策室長 事業ごみ対策室長」に、「無電柱化推進室長」を「無電柱化推進室長 がけ地対策室長」に、「担当所長及び担当次長」を「及び担当所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「部長 教育プラザ総括施設長 その他の担当部長」を「次長 教育プラザ総括施設長 その他の担当次長」に、「中央公民館長」を「家庭教育振興室長 中央公民館長」に、「生徒指導支援室長 家庭教育振興室長」を「生徒指導支援室長」に改め、同表議会の事務部局の項中

「	担当部長	2種	を
	課長	3種	

「	担当次長	2種	に
---	------	----	---

改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「、担当室長補佐」及び「、金沢美術工芸大学建設事務所長、ICT活用推進室長」を削り、「公共施設マネジメント推進室長、用水・惣構堀保全室長」を「収納推進室長、用水・惣構堀保全室長、金沢営業戦略室長」に改め、「、金沢営業戦略室長」を削り、「駅西市民センター所長」を「新神田市民センター所長」に、「元町福祉健康センター所長、食品安全対策室長、民泊適正運営指導室長、温暖化対策室長」を「駅西福祉健康センター所長、児童相談所長、ゼロカーボンシティ推進室長」に改め、「、西部管理センター所長」を削り、「東京事務所長、収納推進室長」を「金沢美術工芸大学建設事務所長」に、「駅西市民センター所長」を「新神田市民センター所長、青少年健全育成センター所長」に改め、「幼児教育センター所長」の次に「、西部管理センター所長」を加え、

「	8級	オリンピック関連事業推進室長、卸売市場長及び保健所次長の職務	を
---	----	--------------------------------	---

「	8級	東京事務所長の職務	」に
	9級	卸売市場長の職務	

改め、同表教育委員会の事務部局の項中「、中央公民館長」及び「、学校教育センター所長」を削り、

「	7級	金沢市立工業高等学校事務局長の職務	」を
	8級	教育プラザ総括施設長の職務	

「	7級	金沢市立工業高等学校事務局長、中央公民館長、教育プラザ総括施設長及び学校教育センター所長の職務	」に
---	----	---	----

改め、同表監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	6級	事務局次長補佐の職務
	7級	事務局長及び事務局次長の職務

別表第1ウの表中「所長補佐及び担当所長補佐」を「食品安全対策室長、民泊適正運営指導室長、食肉衛生検査所長及び所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年(2021年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄